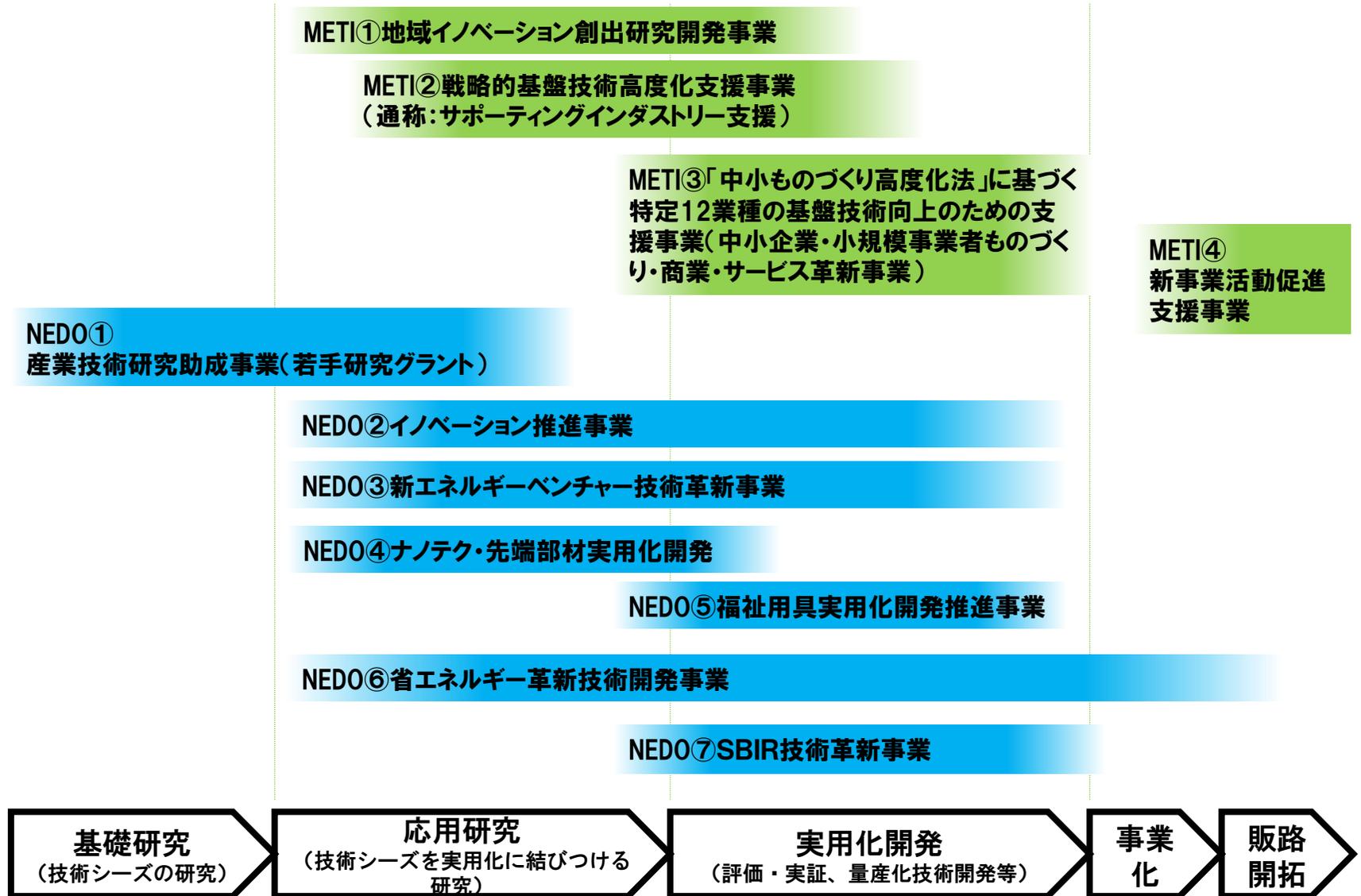


助成事業の参考資料

注:未発表の各助成事業は旧来の資料を参考に掲載しました。
申請にあたっては、関係機関にお確かめください。

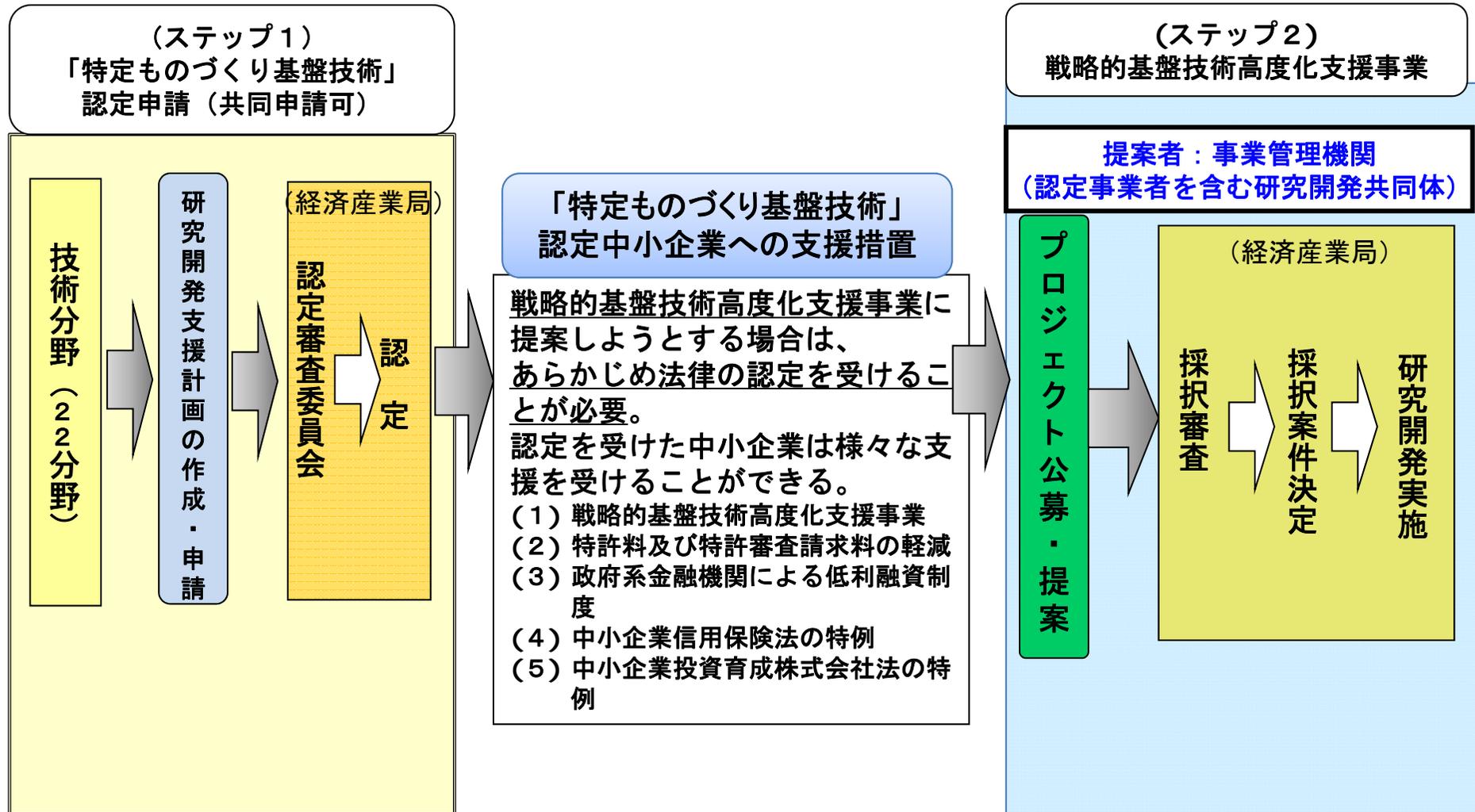
経済産業省関係

●経済産業省及びNEDOが実施する提案公募型技術開発事業の位置づけ(例)



戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーターイングインダストリー支援)

●中小ものづくり高度化法認定から研究開発支援の流れ



○我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等）の高度化に資する中小企業の研究開発から試作段階まで含む取組を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【対象事業】

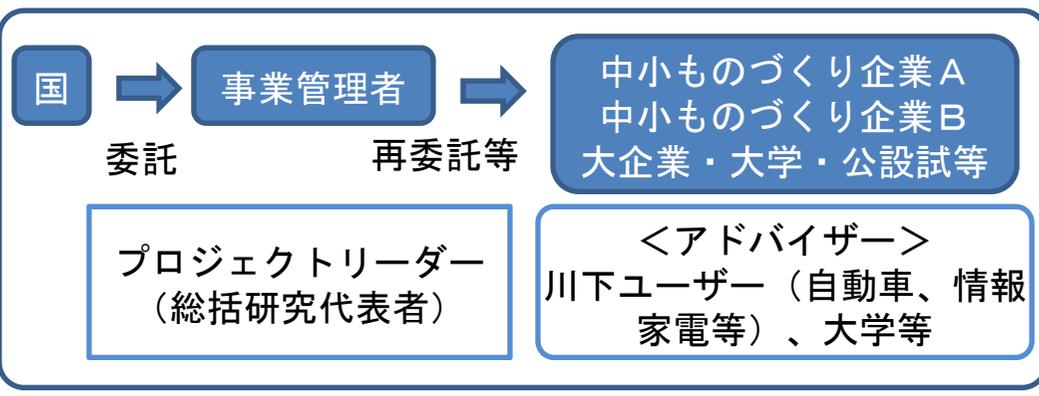
「中小ものづくり高度化法」に基づく認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発が対象

【実施者】

認定を受けた中小企業者を含む共同体
(中小企業、ユーザー企業、研究開発機関等で構成)

【研究開発期間・規模】

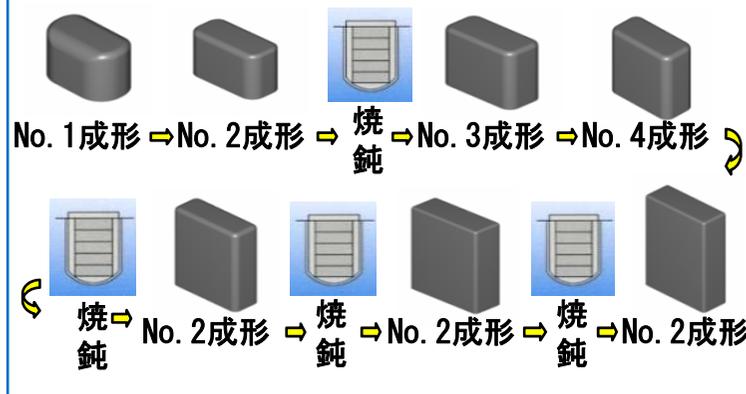
2年度若しくは3年度、初年度4,500万円以下の委託事業



<支援対象事例>

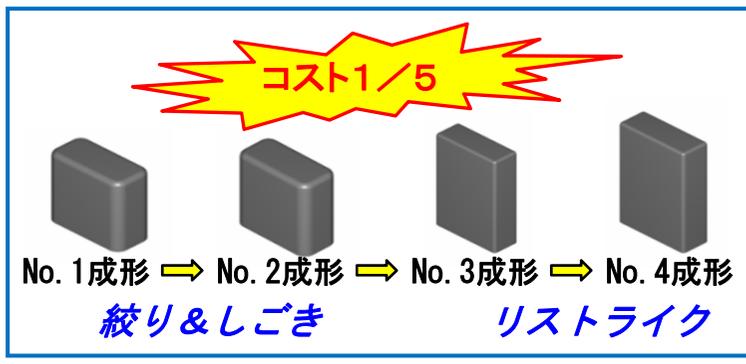
プレス加工技術を利用した電気自動車用電池ケース

【従来の製造工程】



製造工程の大幅な短縮を実現

【開発技術による製造工程】



例示：戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーターディングインダストリー)

●『中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律』による支援

経済産業大臣が、12分野の特定基盤技術(※下表)を指定。この技術分野から応募

◆「モノ作り基盤技術」に関する技術の高度化指針に沿って

○基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項を熟読する

・最終製品等を製造する「川下大企業・発注企業の課題・ニーズ」を十分に整理し、

○提案テーマの『特定ものづくり基盤技術の高度化目標』を設定

・それに対応する「課題の項目」、「目指すべき課題解決の技術開発の方法」記述

特定ものづくり基盤技術(12分野と指針概要)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/downl>

No.	本文	指針の概要
1	デザイン開発に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
2	情報処理に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
3	精密加工に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
4	製造環境に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
5	接合・実装に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
6	立体造形に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
7	表面処理に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
8	機械制御に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
9	複合・新機能材料に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
10	材料製造プロセスに係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
11	バイオに係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]
12	測定計測に係る技術[PDF]	指針の概要[PDF]

経済産業局③

中小企業・小規模事業者ものづくり・
商業・サービス革新事業

中部経済産業局 産業技術課
052-951-2774
中小企業庁 創業・技術課
03-3501-1816

事業目的・概要

環境等の成長分野参入のため、革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品、設備投資等を支援する。

事業内容

＜対象事業＞「中小企業ものづくり法」に基づく特定ものづくり基盤技術を有する中小企業・小規模事業者で、以下の要件のいずれかを満たす者

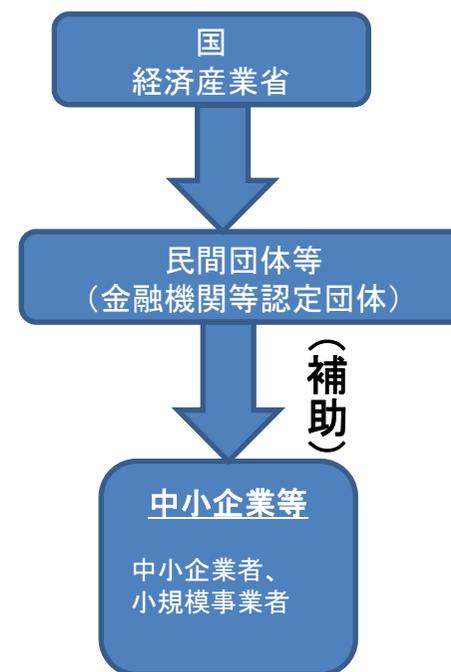
- (1) 「中小ものづくり高度化法」を活用している。
- (2) 革新的なサービスの提供で「付加価値額年率3%」及び「経常利益年率1%」向上を3～5年計画で達成する。
- (3) 発注元事業所の閉鎖・縮小で10%以上売り上げが減少
- (4) 総資産の15%以上の超過耐用年数設備の投資計画で金融機関の支援を受ける。

＜事業期間＞ 1年

＜募集区分＞

- ① **成長分野型**：補助上限金額：1500万円（補助率2/3）
- ② **一般型**：補助上限金額：1000万円（補助率2/3）
①と②は設備投資以外は限度額が500万円
- ③ **小規模事業者型**：設備以外補助上限金額：700万円（補助率2/3）
- ④ **新陳代謝型**：老朽化した設備の大規模投資の借入金額に対して1%相当を補助する。

提案・申請スキーム



事業の概要・目的

○中小企業者が行う、経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の事業展開の取組（新連携事業、地域資源活用事業、農商工等連携事業）に係る経費の一部を補助することにより、中小企業による新事業活動等の促進を図るとともに、中小企業の活性化と健全な発展、及び我が国経済全体の競争力強化の実現を目指す。

➤新連携型

異分野・異業種の中小企業者同士が有機的に連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を有効に活用して行う新事業活動

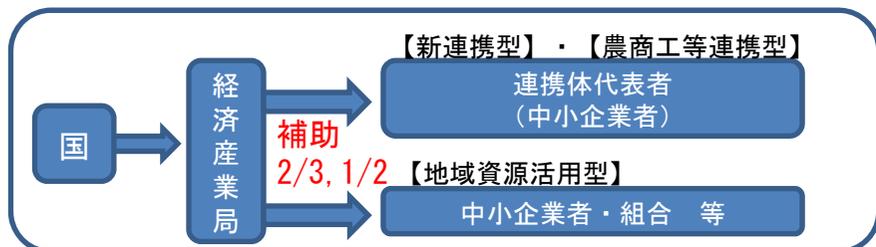
➤地域資源活用型

中小企業者等が地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等）を活用して行う新事業活動

➤農商工等連携型

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源（技術・販路等）を有効に活用して行う新事業活動

条件（対象者、対象行為、補助率等）



新事業開拓等に意欲のある中小企業



新事業活動促進支援補助金



地域における新たな事業の創出・経営の向上

※本事業は、研究開発・技術開発事業を対象にはしていません。

新事業活動促進支援事業

本事業は、国が認定した計画に基づく事業に対し、補助金等の支援を行うものです。

新連携 異分野連携で新事業分野開拓！

異なる分野の事業者が連携し、経営資源(設備、技術、ノウハウなど)を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野を開拓する計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金等の支援を行います。

地域資源 活かそう地域資源！！

地域資源(産地の技術、農林水産物、観光資源)を活用して新商品や新サービスの開発、販売等に取り組む計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金等の支援を行います。

農商工連携 農林漁業と商工業を結び、新事業を形に！

農林漁業者と中小企業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等に係る計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金等の支援を行います。

	新連携事業	地域資源活用事業	農商工連携事業
補助金	新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内)	地域資源を活用した商品・役務の開発や市場調査、展示会開催等に係る経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内)	新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費の一部を補助(上限3,000万円、2/3以内)
その他支援措置: 政府系金融機関による融資、信用保証の特例等			

NEDO技術開発機構

●NEDO技術開発機構の事業

ナショナルプロジェクト

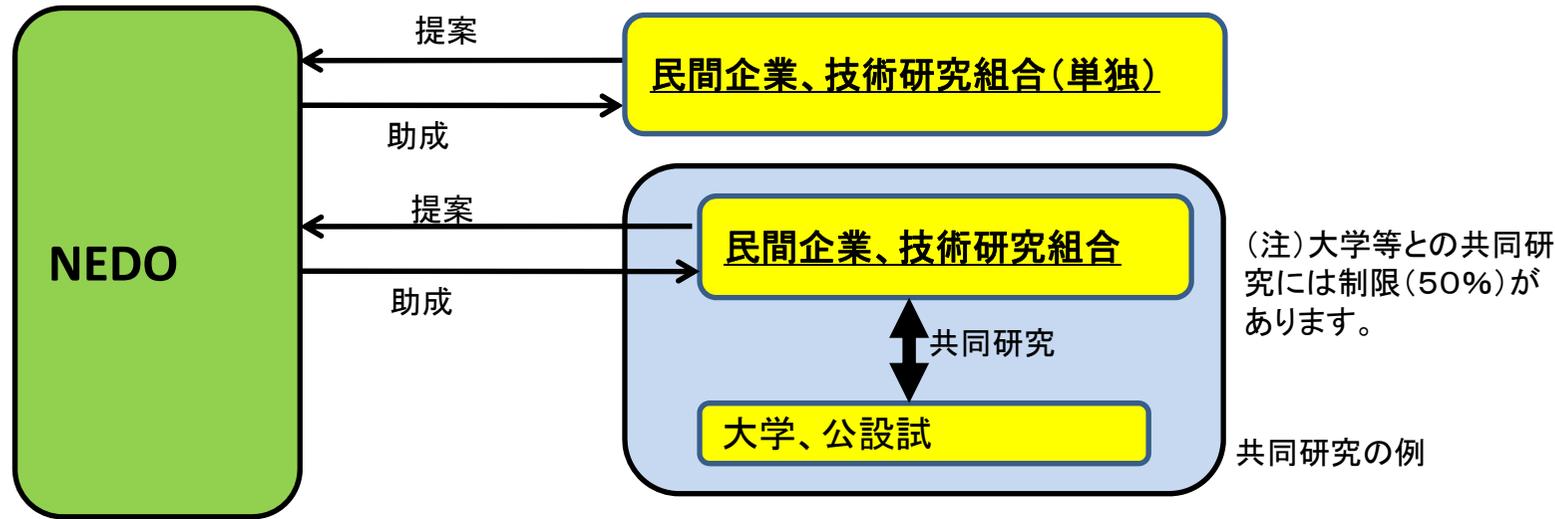
国とNEDOで日本の産業競争力の強化に必要な研究開発テーマを定め、実施者を公募し、研究開発を実施することでわが国の産業競争力の強化を目指します。

テーマ公募型事業

日本の産業競争力の強化に資する新しいアイデア(研究開発テーマ)を広く公募し、研究開発を実施することでわが国の産業競争力の強化を目指します。

イノベーション推進事業(実用化)

NEDO研究開発推進部
イノベーション実用化推進グループ
TEL:044-520-5173
NEDO関西支部
TEL:06-4306-5021



募集分野

ライフサイエンス
電子・情報通信
ナノテク・材料
製造技術
環境
エネルギー
社会基盤
フロンティア

▶ 助成対象と研究開発期間、助成率、助成額、実用化までのおおよその期間

	設立10年以内 の中小企業	資本金 300億円未満	資本金 300億円以上	研究開発 期間	助成額 (年額)	実用化までの おおよその期間
産業技術実用化開発助成	対象 1/2助成			2年間	5千万円程度	事業期間終了後 3年以内
研究開発型ベンチャー技術 開発助成	対象 2/3助成			2年間	5千万円程度	事業期間終了後 3年以内
次世代戦略技術実用化開発 助成	対象 2/3助成(大企業は1/2助成)			2年間	1億円程度	事業期間終了後 5年以内

・利用分野の
広がりが大きく、波及効果
の高い革新的技術開発
・中長期的・
ハイリスク技術開発

(注) 次世代戦略技術実用化開発助成事業で、必要と認められるものについては1年延長する場合があります。(注) 中間評価を行います。

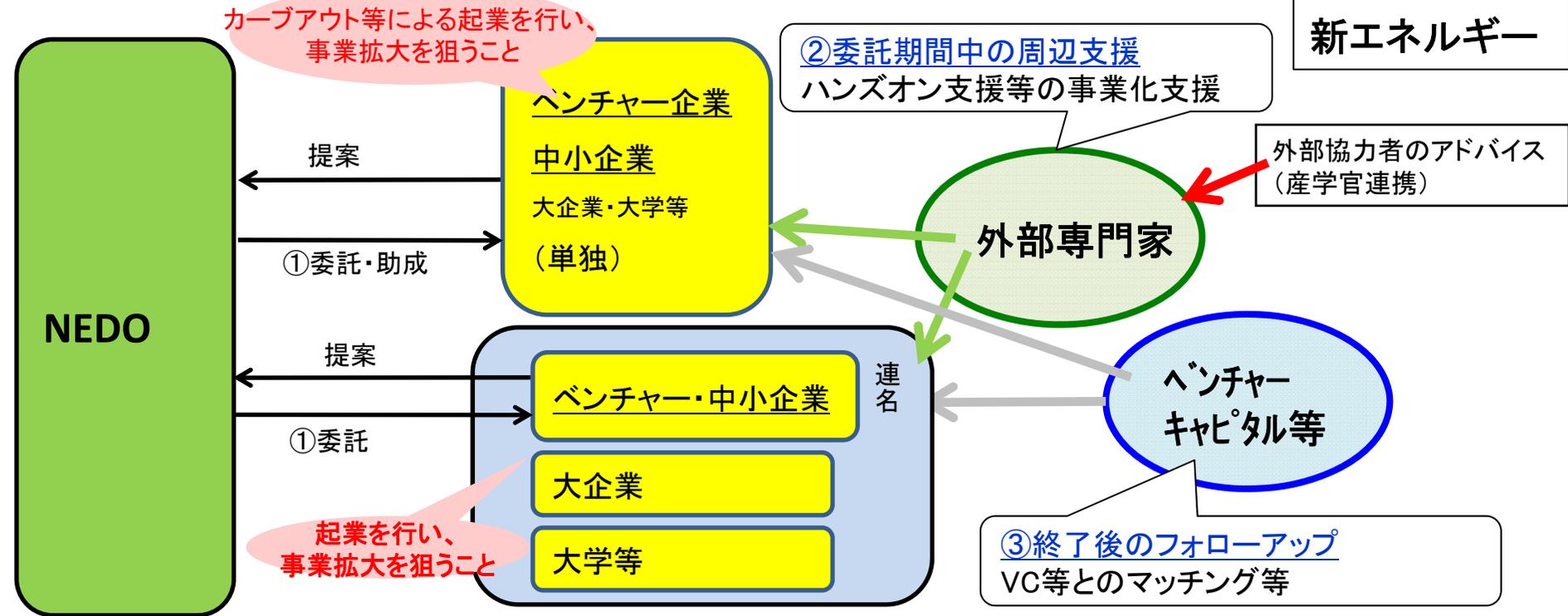
新エネルギーベンチャー技術革新事業

新エネルギー等の導入普及にボトルネックになっている周辺技術、関連技術の開発

NEDO研究開発推進部
技術革新・基盤技術グループ
TEL:044-520-5171
NEDO関西支部
TEL:06-4306-5021

募集分野

新エネルギー



➤ステージの流れと研究開発期間、助成率、委託額・助成額



(注)フェーズA, B, Cのどこからでも応募可能 フェーズCは設立10年以内の中小企業のみ応募可能。大学等との共同研究が可能。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター)の事業概要

農林水産業、飲食料品産業、醸造業等の生物系特定産業における特定の課題の解決や新たなビジネス分野の創出等研究成果の最終的・具体的な活用先を念頭に置いた研究や技術開発を支援

対象となる研究分野

- ①生物機能の解明による生産力の向上
- ②農林水産物・食品の高品質・高機能化
- ③農林水産物・食品の安全性の確保
- ④有用物質及びバイオマスの活用
- ⑤生物及び生態系の機能の解明及び高度利用
- ⑥工学的手法の高度利用
- ⑦国際的な食料・環境・エネルギー問題への寄与
- ⑧基盤的技術の開発

対象となる研究分野

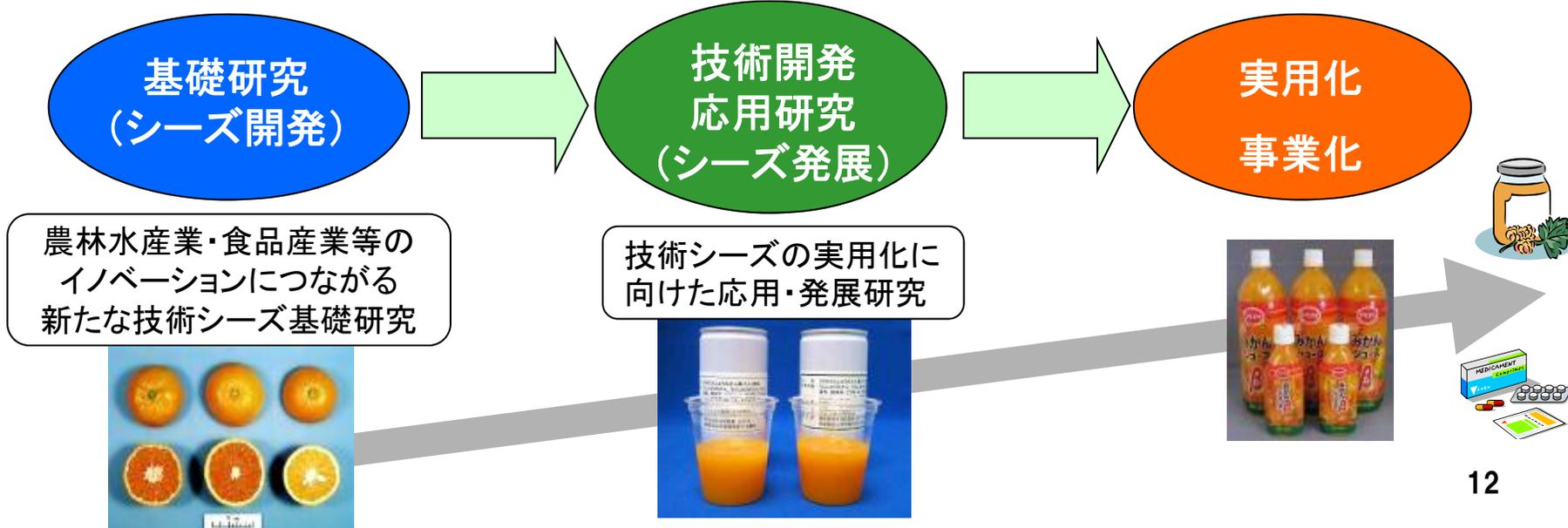
バイオマスを基軸とした新産業の創出など6次産業化に資することを目的とした、生物系特定産業技術に関する実用化段階の研究

イノベーション創出基礎的研究推進事業

民間実用化研究促進事業

【技術シーズ開発型】

【発展型】



生研センター② 民間実用化研究促進事業

農山漁村の6次産業化に資することを目的とした実用化段階の研究 (現場への移行が可能な段階の技術開発及び実証試験に限定)

「6次産業化」とは、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの。



提案の主な条件(「提案者の要件」をすべて満たす民間の登記法人1社が提案)

【対象となる試験研究】

- 成果を活用した事業化が確実に見込まれること
- 市場性を勘案した具体的な事業化計画(売上納付計画含)であること
- 生研センターへの納付総額／委託費総額 \geq 200%が見込まれること
- 試験研究の成果の公開が可能であること
- 公的資金による助成の重複がないこと
- 試験研究資金が過度に集中していないこと など

【提案者の要件】

- 自社で試験研究を主導して実施していること
- 試験研究費の適正な処理・管理体制が整備されていること
- 事業化に必要な知財権を有していること
- 知財の適正な管理・運用等を行う体制が整備されていること
- 3期連続して債務超過になっていないこと
- 事業化に必要な資金の確保・調達が可能なこと など

問い合わせ先:

生研センター 技術開発部民間研究促進第1課

TEL:03-3459-6565 E-mail:minkanken1@ml.affrc.go.jp